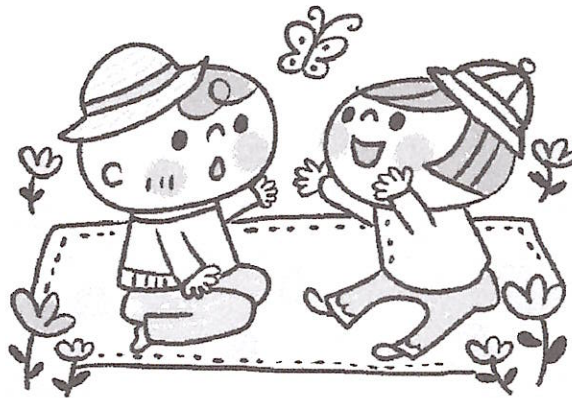


令和6年度

進級のしおり



社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会

矢吹町ひかり保育園

〒969-0222

福島県西白河郡矢吹町八幡町374-1

TEL 0248-42-3559

FAX 0248-29-8449

*このしおりは大切に保管しましょう！

保育理念

矢吹町ひかり保育園は児童福祉法に基づき、乳幼児の保育を行います。

保育にあたっては子どもたちの人権や主体性を尊重し、乳幼児の最善の幸福のために家庭や地域社会と力を合わせて、児童の福祉を積極的に進め、併せて地域における子育て支援を行います。

保育の基本方針

- * 子どもが健康・安全で、情緒の安定した生活が送れる環境のもと、自己を十分に発揮できるよう、健やかな育ちを支えます。
- * 一人ひとりの発達や個性を大切にしながら、豊かな感性・人間性が育まれるように努めます。
- * 異年齢児やお年寄りとの触れ合いなどから、全ての人に対する思いやりや愛情・信頼感を育てると共に、主体性・協調性を養い、健全な心身の発達を図るようにします。
- * 家庭や地域社会との連携を図りながら、保育の充実と、子どもの保護者に対する支援及び、地域の子育て家庭に対する支援を行います。
- * 子どもや家庭に対し分け隔てなく公平に保育を行い、保育に関する要望や意見・相談があれば、分かりやすく説明するなどして、公的施設としての社会的責任を果たすよう努めます。

保育目標

乳 児

- 健康な子ども
- 素直な子ども
- みんなと仲良く遊べる子ども

幼 児

- 健康な子ども
- 思いやりのある子ども
- チャレンジしようとする子ども

達成に向けて

- 基本的生活習慣が身につくようにする。
- 一人ひとりの気持ちを受け止めながら、自主性が芽生えるようにする。
- 満足して遊べる環境を工夫し、友だちと楽しく遊べるようにする。
- 異年齢児とのかかわりの中から、思いやりの気持ちが育つようにする。
- 小さな驚きや発見を大切に受けとめ、感性豊かな心が育つようにする。
- 心情が豊かで意欲を持って生活できるようにする。
- 何事にもあきらめないで、チャレンジしようとする挑戦意欲が育つようにする。

●年度途中に入園児を受け入れることがあります。その際に在園児のクラスが替わったり、クラス担任が替わったりすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 保育園とは

- 保育園は児童福祉法に基づき、乳幼児の保育を行う児童福祉施設です。
- 保育園は義務教育の場ではありません。
- 家庭の都合で、自由に休ませることも可能です。(仕事が休みの日には、家族揃って過ごすことによって親子のスキンシップをはかり、心身ともに安定した発達を促すことも大切です。)

2 入園の資格について

- 生後6ヶ月から満5歳までの乳幼児で、共働きやその他の理由で保育が出来ないと認められ、矢吹町長から承諾を受けた乳幼児です。

3 保育時間について

- 月～金曜日 7時20分 ～ 18時20分(仕事が終わった時点でお迎え)
18時20分 ～ 18時50分 延長保育で料金が発生します。
- 土曜日 7時20分 ～ 17時30分(仕事が終わった時点でお迎え)
 - ★土曜保育は給食提供となります。新入園児は5月より受け入れ開始、0歳児は満1歳以降、かつ離乳食完了後の受け入れ開始となりますが、ご相談ください。また、アレルギーをもつお子様はお預かりできません。ご了承ください。
 - ★土曜保育は原則として両親とも仕事の方のみの受け入れです。希望される場合は、土曜保育申請書・勤務証明書・シフト表等を前月の20日までに提出してください。

4 新入園児の保育時間について

- 新入園児は、初めての集団生活に不安と緊張でいっぱいです。無理なく集団生活に慣れるよう、また健康管理を円滑にさせるためにも、慣らし保育を行っています。(他園等にて集団生活を体験されているお子さんは、下記記載日程よりも慣らし保育期間が短縮されたり、保育時間を長くすることも可能ですが、お子さんの様子を見ながら状況に応じて対応させていただきます)
- 原則、入園当初の保育時間については、下記の通りです。お子さんの状態により、慣らし保育を延長する場合があります。ご理解ご協力をお願い致します。

日数	保育時間
1日目	9時00分から
2日目	10時00分まで
3日目	9時00分から
4日目	12時00分まで
5日目	9時00分から
6日目	15時30分まで
7日目以降	平常保育:保護者の仕事終わりまで

5 保育料について

- 保育料については、扶養者である父母の町民税額に基づき決定されます。
延長保育(18:20～)は有料となります。(月額2,500円・日額200円) 保育短時間区分の家庭の場合は早朝保育も有料となり、また月額申込はできません。
- 納入通知書が配布されますので、銀行・信用金庫・JA・ゆうちょなど、町で指定している金融機関に納入してください。(※口座振替もできます。)

●延長・早朝保育料について

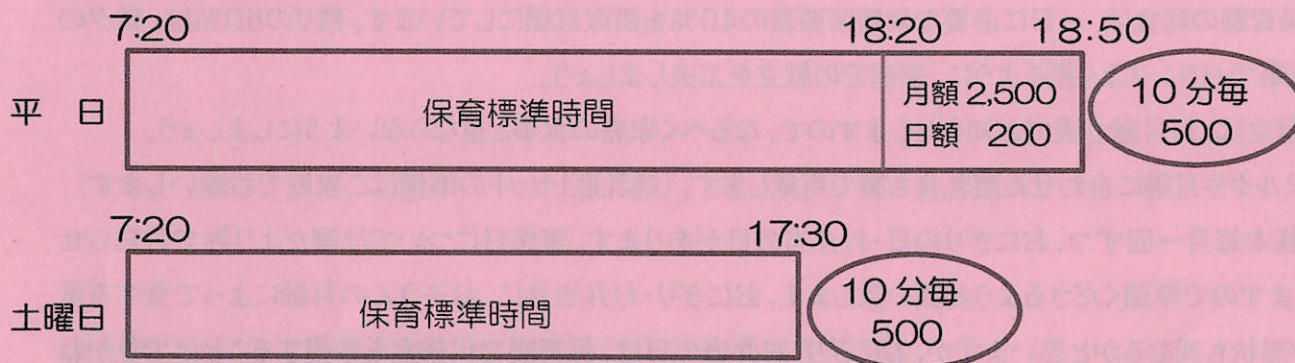
表1 平日保育

保育区分	延長保育区分	徴収区分	徴収金額
保育標準時間 認定	午後6時20分～午後6時50分	月額	2,500円
	午後6時20分～午後6時50分	日額	200円
	午後6時50分以降 (時間外保育)	日額	10分毎に 500円
保育短時間 認定	午前7時20分～午前8時30分	日額	200円
	午後4時30分～午後6時20分	日額	300円
	午後6時20分～午後6時50分	日額	200円
	午後6時50分以降 (時間外保育)	日額	10分毎に 500円

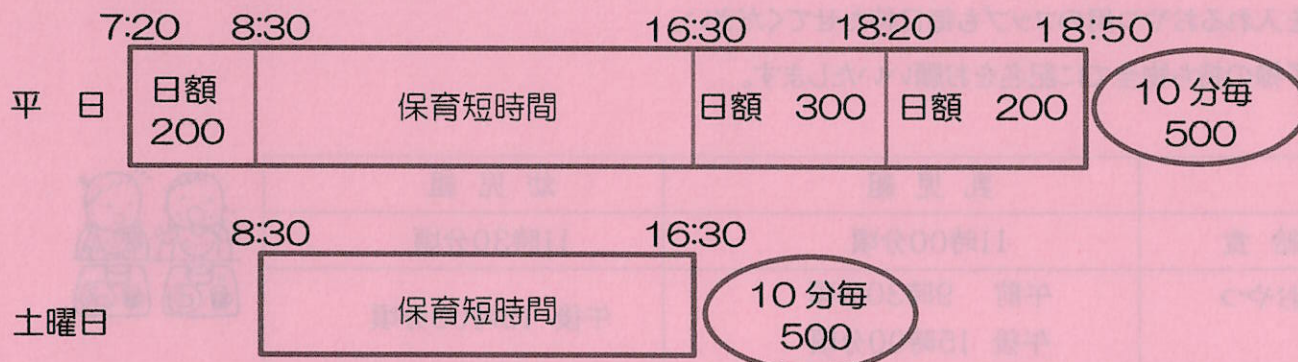
表2 土曜保育

保育区分	延長保育区分	徴収区分	徴収金額
保育標準時間 認定	午後5時30分以降 (時間外保育)	日額	10分毎に 500円
保育短時間 認定	午後4時30分以降 (時間外保育)	日額	10分毎に 500円

◎保育標準時間の場合 (単位円)



◎保育短時間の場合 (単位円)



6 園児の送迎について



- (1) 保護者が責任を持って保育室まで送迎し、保育士に預けてください。
- (2) 登園は 9時15分 までです。遅刻や欠席の連絡は、おやつや給食を準備する都合がありますので、必ず9時00分までに連絡してください。
- (3) お迎えについては、買い物等や用事をすませてからではなく、仕事が終わる次第、まっすぐ保育園に来ていただくことが原則です。お子さんは保護者の方のお迎えを待っています。
- (4) 急な都合などで迎えの方が変更になる場合は、その都度連絡してください。確認の取れない方が迎えに来てもお子さんをお渡しできません。また、学生の兄弟姉妹での送迎は危険ですので、させないでください。登園・降園時間は、お子さんの生活リズムの安定の為に、なるべく一定時間を守るようにしましょう。
- (5) 車での送迎はチャイルドシートを必ず着用し安全運転を心がけましょう。時に車上荒らしがありますので、前進駐車しエンジンを止め、必ず貴重品を持ち、施錠してください。
- (6) 飴やガムを噛みながらの登園はご遠慮ください。(保護者の方もです。)また、家庭から玩具やぬいぐるみを持って登園しないようにしましょう。
- (7) 保護者の方の仕事がお休みの日にも、お子さんを登園させることは可能です。(保護者の方のリフレッシュの時間確保や、お子さんを連れて行けない用事等もあるかと思えます)
その際は 9時以降の登園、15時30分迄のお迎えをお願い致します。
日々、仕事や家事等でお忙しい中かと思いますが、保護者様とお子様との触れ合いの時間や楽しいひとときが、豊かな心や安定した生活を送る基盤にもつながります。



7 給食について

- (1) 保育園の給食は、一日に必要な栄養所要量の40%を摂取目標にしています。残りの60%は、朝夕の食事でバランスよく摂るように、家庭での献立を工夫しましょう。
- (2) 献立は、毎月献立表でお知らせしますので、なるべく家庭の食事と重ならないようにしましょう。
- (3) ミルクや月齢に合わせた離乳食も園で用意します。(哺乳瓶1セットの準備はご家庭でお願いします)
- (4) 基本毎月一回ずつ、おにぎりの日・お弁当の日があります。実施日については園だより等でお知らせしますので準備くださるようお願い致します。おにぎり・お弁当共に、お子さんの月齢によって食する量や形状も異なるかと思いますが、おにぎり・お弁当の日は、保育園で代替食を準備することはできませんのでご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

● 幼児組は、ハンカチにおやつをのせて食べますので、毎日交換して持たせてください。また、牛乳や麦茶を入れるおやつ用のコップも毎日持たせてください。

お子様の持ち物全てに記名をお願いいたします。

	乳児組	幼児組
給食	11時00分頃	11時30分頃
おやつ	午前 9時30分頃 午後 15時00分頃	午後 15時00分頃

